

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

令和3年(2021年)

目 次

議案第 118 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計予算	5
議案第 119 号	令和 3 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別 会計予算	19
議案第 120 号	令和 3 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	22
議案第 121 号	令和 3 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	28
議案第 122 号	令和 3 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	32
議案第 123 号	令和 3 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	35
議案第 124 号	令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計予算	38
議案第 125 号	鎌倉市市民活動推進基金条例の制定について	43
議案第 126 号	鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例の一部を改正する条例の 制定について	45
議案第 127 号	鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	47
議案第 128 号	鎌倉市障害者自立支援施設条例を廃止する条例の制定について	50
議案第 129 号	鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部 を改正する条例の制定について	52
議案第 130 号	鎌倉市遺児福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する等の条例の制定について	54
議案第 131 号	鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 132 号	鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	59
議案第 133 号	鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	61

令和 3 年度鎌倉市一般会計予算

令和 3 年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 61,314,200 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年(2021年)2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
5 市税		33,175,906
	5 市民税	15,628,669
	10 固定資産税	13,333,486
	15 軽自動車税	163,748
	20 市たばこ税	707,691
	30 都市計画税	3,342,312
10 地方譲与税		289,306
	8 地方揮発油譲与税	68,000
	10 自動車重量譲与税	207,000
	20 森林環境譲与税	14,306
15 利子割交付金		23,000
	5 利子割交付金	23,000
16 配当割交付金		77,000
	5 配当割交付金	77,000
17 株式等譲渡所得割交付金		110,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	110,000
18 法人事業税交付金		160,700
	5 法人事業税交付金	160,700
19 地方消費税交付金		3,913,300
	5 地方消費税交付金	3,913,300
20 ゴルフ場利用税交付金		23,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	23,000
31 環境性能割交付金		87,000
	5 環境性能割交付金	87,000
33 地方特例交付金		429,000
	5 地方特例交付金	139,000

款	項	金 額
	15 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	千円 290,000
35 地方交付税		29,000
	5 地方交付税	29,000
40 交通安全対策特別交付金		20,000
	5 交通安全対策特別交付金	20,000
45 分担金及び負担金		327,644
	5 負担金	327,644
50 使用料及び手数料		1,197,248
	5 使用料	419,051
	10 手数料	759,197
	15 証紙収入	19,000
55 国庫支出金		7,982,217
	5 国庫負担金	6,970,541
	10 国庫補助金	981,473
	15 委託金	30,203
60 県支出金		3,921,961
	5 県負担金	2,769,543
	10 県補助金	754,589
	15 委託金	397,829
65 財産収入		438,294
	5 財産運用収入	124,518
	10 財産売払収入	313,776
70 寄附金		1,213,842
	5 寄附金	1,213,842
75 繰入金		4,120,208
	5 基金繰入金	4,118,208

款	項	金 額
		千円
	10 他会計繰入金	2,000
80	繰越金	600,000
	5 繰越金	600,000
85	諸収入	890,274
	5 延滞金加算金及び過料	80,001
	10 市預金利子	50
	15 貸付金元利収入	347,100
	25 雑入	463,123
90	市債	2,285,300
	5 市債	2,285,300
	歳 入 合 計	61,314,200

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 428,552
	5 議会費	428,552
10 総務費		7,927,339
	5 総務管理費	6,273,209
	10 徴税費	663,874
	15 戸籍住民基本台帳費	578,672
	20 選挙費	327,714
	25 統計調査費	32,304
	30 監査委員費	51,566
15 民生費		25,726,665
	5 社会福祉費	12,604,333
	10 児童福祉費	10,973,686
	15 生活保護費	2,147,511
	20 災害救助費	1,135
20 衛生費		5,762,804
	5 保健衛生費	1,792,651
	10 清掃費	3,700,183
	15 環境対策費	269,970
25 労働費		93,390
	5 労働諸費	93,390
30 農林水産業費		186,231
	5 農業水産業費	186,231
35 商工費		447,686
	5 商工費	447,686
40 観光費		663,049
	5 観光費	663,049

款	項	金額
45	土木費	7,021,661
	5 土木管理費	1,452,030
	10 道路橋りょう費	948,641
	15 河川費	102,538
	20 都市計画費	4,328,313
	25 住宅費	190,139
50	消防費	2,737,138
	5 消防費	2,737,138
55	教育費	6,214,614
	5 教育総務費	2,231,199
	10 小学校費	1,373,256
	15 中学校費	556,641
	20 社会教育費	1,693,132
	25 保健体育費	360,386
60	公債費	4,042,256
	5 公債費	4,042,256
65	諸支出金	12,815
	5 土地開発公社費	12,815
70	予備費	50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	61,314,200

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
15 民生費	10 児童福祉費	(仮称) おなり子どもの家等耐震 改修及び増築事業	千円 316,393	3	千円 110,737
				4	205,656
55 教育費	20 社会教育費	史跡大町 釈迦堂 口 遺跡崩落対策事業	202,796	3	50,000
				4	152,796

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
広報かまくら 製作業務委託事業費	令和4年度まで	2,839
広報かまくら 配布業務委託事業費	令和4年度まで	2,860
メール便運搬事業費	令和4年度まで	248
固定資産評価資料 作成業務委託事業費	令和4年度から 令和5年度まで	23,232
OA機器操作等に関する 労働者派遣委託事業費	令和4年度まで	2,514
二階堂在宅福祉 サービスセンター清掃 業務事業費	令和4年度まで	468
台在宅福祉 サービスセンター総合管理 業務事業費	令和4年度まで	3,308
つどいの広場事業実施 業務委託事業費（腰越）	令和4年度まで	558
御成町在宅福祉 サービスセンター総合管理 業務委託事業費	令和4年度まで	1,163
公立保育園用務・軽作業 業務委託事業費	令和4年度まで	2,442
公立保育園布団乾燥・消毒 業務委託事業費	令和4年度まで	382
公立保育園清掃業務事業費	令和4年度まで	3,357

事 項	期 間	限 度 額
		千円
腸内細菌培養検査事業費	令和4年度まで	241
予防接種データ入力 業務委託事業費	令和4年度まで	836
看護師派遣委託事業費	令和4年度まで	486
助産師派遣委託事業費	令和4年度まで	416
指定収集袋作成 業務委託事業費	令和4年度まで	23,869
使用済小型電子機器資源化 業務委託事業費	令和4年度まで	2,904
笛田リサイクルセンター 清掃業務委託事業費	令和4年度まで	519
路上喫煙防止巡回啓発等 業務委託事業費	令和4年度まで	2,188
屋内型喫煙所集塵脱臭機 維持管理委託事業費	令和4年度まで	109
屋内型喫煙所開錠・施錠 委託事業費	令和4年度まで	125
漁港区域指定図書作成等 業務委託事業費	令和3年度から 令和4年度まで	8,646
漁業支援施設事業計画書 作成等業務委託事業費	令和3年度から 令和4年度まで	6,622

事 項	期 間	限 度 額
		千円
極楽寺駅公衆トイレ清掃 業務委託事業費	令和4年度まで	601
大船駅道路管理施設 清掃業務委託事業費	令和4年度まで	1,150
大船駅管理施設警備監視 業務委託事業費	令和4年度まで	4,805
北鎌倉隧道通行禁止に伴う 歩行者誘導業務委託事業費	令和4年度まで	4,290
鎌倉駅道路管理施設清掃 業務委託事業費	令和4年度まで	285
道路側溝等浚渫汚泥運搬 業務委託事業費	令和4年度まで	372
道路側溝等浚渫汚泥処分 業務委託事業費	令和4年度まで	1,188
放置自転車等防止対策 業務委託事業費	令和4年度まで	12,540
横断歩道橋 維持修繕工事負担金 (小袋谷歩道橋)	令和4年度から 令和5年度まで	368,913
深沢地区まちづくり ガイドライン策定 業務委託事業費	令和4年度まで	25,025
市営住宅集約化事業費	令和3年度から 令和9年度まで	9,046,356
学校清掃用具賃借料	令和4年度まで	220

事 項	期 間	限 度 額
小学校給食調理等 委託事業費 (深沢小学校・ 山崎小学校)	令和4年度から 令和6年度まで	千円 基準日における1校当たり1日 の推計給食数が501食から600食 までは63,000千円、601食から 700食までは69,000千円、701食 から800食までは75,000千円、 801食から900食までは78,000千 円を令和4年度から令和6年度 までの基本額とし、これに消耗 品費として1食当たり20円を推 計総給食数に乗じて得た額を加 えた額に消費税相当額を加えた 額の合計額
小学校給食調理等 委託事業費 (小坂小学校・ 今泉小学校)	令和4年度から 令和6年度まで	基準日における1校当たり1日 の推計給食数が401食から500食 までは60,000千円、501食から 600食までは63,000千円、601食 から700食までは69,000千円、 701食から800食までは75,000千 円を令和4年度から令和6年度 までの基本額とし、これに消耗 品費として1食当たり20円を推 計総給食数に乗じて得た額を加 えた額に消費税相当額を加えた 額の合計額
小学校給食調理等 委託事業費 (御成小学校・ 第二小学校)	令和4年度から 令和6年度まで	基準日における1校当たり1日 の推計給食数が401食から500食 までは60,000千円501食から600 食までは63,000千円601食から 700食までは69,000千円を令和4 年度から令和6年度までの基本 額とし、これに消耗品費として 1食当たり20円を推計総給食数 に乗じて得た額を加えた額に消 費税相当額を加えた額の合計額
小学校給食費管理等 業務委託事業費	令和4年度から 令和8年度まで	171,295
学校自家用電気工作物費 点検事業費	令和4年度まで	1,012
学校第一種特定製品費 点検事業費	令和4年度まで	1,477

事 項	期 間	限 度 額
		千円
学 校 ト イ レ 清 掃 費 業 務 委 託 事 業	令 和 4 年 度 ま で	2,853
学 校 漏 水 調 査 費 業 務 委 託 事 業	令 和 4 年 度 ま で	980
史 跡 永 福 寺 跡 維 持 管 理 費 業 務 委 託 事 業	令 和 4 年 度 ま で	4,347
鎌倉・玉縄青少年会館清掃 業 務 委 託 事 業 費	令 和 4 年 度 ま で	1,204
中 央 図 書 館 等 巡 回 費 業 務 委 託 事 業	令 和 4 年 度 ま で	1,073
鎌倉国宝館空調設備自動制 御機器保守点検委託事業費	令 和 4 年 度 ま で	319
鎌倉市土地開発公社の資金 借入れに伴う金融機関等に 対する債務保証 (令和3年度設定分)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	3,426,075

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 94,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
緊急防災基盤整備事業費	157,700	同上	同上	同上
総務災害復旧事業費	53,700	同上	同上	同上
社会福祉施設整備事業費	360,200	同上	同上	同上
清掃施設整備事業費	5,700	同上	同上	同上
農道整備事業費	33,600	同上	同上	同上
道路整備事業費	509,300	同上	同上	同上
都市計画事業費	106,900	同上	同上	同上
防災対策事業費	70,200	同上	同上	同上
土木災害復旧事業費	14,000	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	113,300	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業費	254,800	同上	同上	同上
社会教育施設整備事業費	182,300	同上	同上	同上
史跡保存事業費	28,800	同上	同上	同上
調整債	300,000	同上	同上	同上
合計	2,285,300			

議案第 119 号

令和 3 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

令和 3 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 (2021 年) 2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
5	使用料及び手数料	6,510
	5 使用料	6,510
10	繰入金	12,090
	5 他会計繰入金	12,090
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
	歳入合計	20,600

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	事業費	19,600
	5 事業費	19,600
15	予備費	1,000
	5 予備費	1,000
	歳 出 合 計	20,600

議案第 120 号

令和 3 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

令和 3 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16,800,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年（2021年）2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
5	国民健康保険料	3,920,413
	5 国民健康保険料	3,920,413
10	一部負担金	4
	5 一部負担金	4
20	国庫支出金	53
	10 国庫補助金	53
25	療養給付費交付金	1
	5 療養給付費交付金	1
30	県支出金	11,461,187
	3 県負担金・補助金	11,461,187
38	財産収入	162
	5 財産運用収入	162
40	繰入金	1,389,492
	5 他会計繰入金	1,389,492
45	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
50	諸収入	26,688
	5 延滞金及び過料	13,753
	10 雑入	12,935
	歳入合計	16,800,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	255,600
	5 総務管理費	173,424
	10 徴収費	81,529
	15 運営協議会費	647
10	保険給付費	11,208,335
	5 療養諸費	9,911,452
	10 高額療養費	1,232,059
	15 移送費	300
	20 出産育児諸費	50,424
	25 葬祭諸費	12,500
	30 傷病手当諸費	1,600
11	国民健康保険事業費納付金	4,949,438
	5 医療給付費分	3,164,676
	10 後期高齢者支援金等分	1,247,199
	15 介護納付金分	537,563
20	共同事業拠出金	5
	5 共同事業拠出金	5
25	保健事業費	165,079
	3 特定健康診査等事業費	154,404
	5 保健事業費	10,675
27	基金積立金	65,542
	5 基金積立金	65,542
30	諸支出金	146,001
	5 償還金利子及び還付加算金	146,001
35	予備費	10,000
	5 予備費	10,000

款	項	金 額
歳 出 合 計		16,800,000 千円

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
特 定 保 健 指 導 (動 機 付 け 支 援) 業 務 委 託 事 業 費	令 和 4 年 度 ま で	千円 660
特 定 保 健 指 導 (積 極 的 支 援) 業 務 委 託 事 業 費	令 和 4 年 度 ま で	719

議案第 121 号

令和 3 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 3 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 465,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 (2021 年) 2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
5	繰入金	216,400
	5 他会計繰入金	216,400
10	市債	249,000
	5 市債	249,000
	歳入合計	465,400

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	事業費	249,000
	5 用地取得事業費	249,000
10	公債費	216,400
	5 公債費	216,400
	歳 出 合 計	465,400

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公共用地 先行取得事業費</p>	<p>千円 249,000</p>	<p>普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。</p>	<p>4.0%以内</p>	<p>銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、10年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。</p>

議案第 122 号

令和 3 年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

令和 3 年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 18,600,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 (2021 年) 2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
5	介護保険料	3,378,343
	5 介護保険料	3,378,343
15	国庫支出金	4,518,997
	5 国庫負担金	3,121,683
	10 国庫補助金	1,397,314
20	県支出金	2,640,002
	5 県負担金	2,506,104
	15 県補助金	133,898
25	支払基金交付金	4,827,485
	5 支払基金交付金	4,827,485
30	財産収入	697
	5 財産運用収入	697
35	寄附金	1
	5 寄附金	1
40	繰入金	3,223,865
	5 一般会計繰入金	2,840,399
	10 基金繰入金	383,466
45	繰越金	11,195
	5 繰越金	11,195
50	諸収入	15
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	13
	歳入合計	18,600,600

歳 出

款	項	金 額
5	総務費	369,331
	5 総務管理費	369,331
10	保険給付費	17,316,265
	5 介護サービス等諸費	17,316,265
12	地域支援事業費	893,106
	5 地域支援事業費	893,106
25	基金積立金	10,497
	5 基金積立金	10,497
30	諸支出金	11,201
	5 償還金及び還付加算金	11,201
35	予備費	200
	5 予備費	200
	歳 出 合 計	18,600,600

議案第 123 号

令和 3 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 3 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,962,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 (2021 年) 2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	3,581,741
	5 後期高齢者医療保険料	3,581,741
10	繰入金	2,352,658
	5 一般会計繰入金	2,352,658
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	26,001
	5 延滞金、加算金及び過料	501
	10 償還金及び還付加算金	11,500
	15 雑入	14,000
	歳入合計	5,962,400

歳 出

款	項	金 額
		千円
5	総務費	90,103
	5 総務管理費	90,103
10	広域連合納付金	5,857,297
	5 広域連合納付金	5,857,297
15	諸支出金	13,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000
	10 繰出金	1,000
20	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	5,962,400

議案第 124 号

令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	排水区域面積	2,415 ha
2	年間総処理水量	20,927,196 m ³
3	一日平均処理水量	57,335 m ³
4	主要な建設改良費	
	(1) 管渠事業費	526,947 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	下水道事業収益	7,014,789 千円
第 1 項	営業収益	2,839,433 千円
第 2 項	営業外収益	4,175,356 千円

支 出

第 1 款	下水道事業費用	6,782,095 千円
第 1 項	営業費用	6,191,175 千円
第 2 項	営業外費用	585,920 千円
第 3 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,062,034千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,690千円、当年度分損益勘定留保資金720,330千円、繰越利益剰余金処分額163,185千円及び当年度利益剰余金処分額172,829千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,988,072 千円
第1項 企業債	1,427,800 千円
第2項 他会計補助金	1,552,989 千円
第3項 分担金及び負担金	2,875 千円
第4項 長期貸付金償還金	4,408 千円

支 出

第1款 資本的支出	4,050,106 千円
第1項 建設改良費	657,614 千円
第2項 企業債償還金	3,387,740 千円
第3項 長期貸付金	4,752 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ポンプ場し渣処理処分 業務委託事業費	令和4年度まで	千円 75
ポンプ場浚渫及び沈砂搬出 業務委託事業費	令和4年度まで	704
山崎浄化センターし渣処理 処分業務委託事業費	令和4年度まで	248
浄化センター水質分析事業費	令和4年度まで	320
埋蔵文化財発掘調査業務委託 事業費(西御門川雨水幹線)	令和4年度まで	77,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,427,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れられる政府資金及び地方公共団体資金に融機構資金について、利率の見直しを行つた後には、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 424,582 千円

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金163,185千円及び当年度利益剰余金のうち172,829千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 336,014 千円

令和3年(2021年)2月10日提出

鎌倉市長 松尾 崇

議案第 125 号

鎌倉市市民活動推進基金条例の制定について

鎌倉市市民活動推進基金条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

つながる鎌倉条例の規定に基づく、市民活動の推進に要する経費の財源に充てるため、鎌倉市市民活動推進基金を設置し、その管理について、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市市民活動推進基金条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、つながる鎌倉条例（平成31年1月条例第26号）第3条及び第4条の規定に基づく市民活動の推進に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、鎌倉市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 126 号

鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例の
一部を改正する条例の制定について

鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 3 年（2021年） 2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

助成金額の上限を改めるものである。

鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例の一部を改正する条例

鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例（昭和52年12月条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「250万円」を「500万円」に、「60万円」を「100万円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1号の規定は、施行日以後に行われる鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成条例第7条の規定による申請（以下「申請」という。）に係る工事費補助金について適用し、施行日前に行われた申請に係る工事費補助金については、なお従前の例による。

議案第 127 号

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年） 2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

就学支援委員会の委員の報酬の額を改め、監査専門委員の報酬の
額を新たに規定するものである。

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第13号を第14号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 監査専門委員

第3条第1項中「第12号」を「第13号」に改め、同条第2項中「前条第13号」を「前条第14号」に改める。

第5条第1項ただし書中「第2条第13号」を「第2条第14号」に改める。

別表中

その他の障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	同	20,000円	
教科用図書採択検討委員会委員長	1回の採択につき	18,400円	
同 委員	同	17,400円	
法令又は条例に定める附属機関の委員及び諮問機関の委員（法令により報酬を支給しない委員並びに情報公開・個人情報保護審査会、介護認定審査会、障害者介護給付費等の支給に関する審査会及び教科用図書採択検討委員会の委員を除く。）	日額	長 12,000円以内 委員10,000円以内	を
選挙長及び開票管理者	1回の選挙につき	23,000円	

その他の障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員	同	20,000円	
就学支援委員会の委員のうち医師	同	20,000円	
その他の就学支援委員会の委員	同	13,000円	
教科用図書採択検討委員会委員長	1回の採択につき	18,400円	
同 委員	同	17,400円	
法令又は条例に定める附属機関の委員及び諮問機関の委員（法令により報酬を支給しない委員並びに情報公開・個人情報保護審査会、介護認定審査会、障害者介護給付費等の支給に関する審査会、就学支援委員会及び教科用図書採択検討委員会の委員を除く。）	日額	長 12,000円以内 委員10,000円以内	に
監査専門委員	日額	17,000円	

選挙長及び開票管理者	1回の選挙につき	23,000円
------------	----------	---------

改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 128 号

鎌倉市障害者自立支援施設条例
を廃止する条例の制定について

鎌倉市障害者自立支援施設条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年） 2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 3 年（2021年） 4 月 1 日から鎌倉市障害者自立支援施設「鎌倉はまなみ」を民営化することに伴い条例を廃止しようとするものである。

鎌倉市障害者自立支援施設条例を廃止する条例
鎌倉市障害者自立支援施設条例（平成7年3月条例第18号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正）

2 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年2月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市障害者自立支援施設鎌倉はまなみ指定管理者選定委員会の項を削る。

議案第 129 号

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市放課後子どもひろば
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年） 2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」、鎌倉市放課後子どもひろばお
さか等の運営管理に当たり、指定管理者制度を導入するため、必要
な事項を定めるものである。

鎌倉市子どもの家条例及び鎌倉市放課後子どもひろば条例の一部
を改正する条例

(子どもの家条例の一部改正)

第1条 鎌倉市子どもの家条例（昭和50年6月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 鎌倉市おおふな子どもの家「つばめ」の項の次に次のように加える。

鎌倉市おさか子どもの家「ひばり」

別表第2 鎌倉市たまなわ子どもの家「うさぎ」の項の次に次のように加える。

鎌倉市うえき子どもの家「さわがに」

(放課後子どもひろば条例の一部改正)

第2条 鎌倉市放課後子どもひろば条例（平成29年7月条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2 放課後子どもひろば おおふなの項の次に次のように加える。

放課後子どもひろば おさか

別表第2 放課後子どもひろば たまなわの項の次に次のように加える。

放課後子どもひろば うえき

放課後子どもひろば うえき分室

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 130 号

鎌倉市遺児福祉基金の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する等の条例の制定について

鎌倉市遺児福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年） 2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

遺児、ひとり親家庭の児童その他の支援が必要な子育て家庭の児童の福祉の増進を図るため、遺児福祉基金と社会福祉基金を統合することに伴い、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市遺児福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

(遺児福祉基金の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市遺児福祉基金の設置及び管理に関する条例（昭和51年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鎌倉市こどもの夢応援基金条例

第1条の見出しを「(趣旨及び設置)」に改め、同条中「遺児の」を「遺児、ひとり親家庭の児童その他の支援が必要と認められる子育て家庭の児童の」に、「遺児福祉基金」を「こどもの夢応援基金」に改める。

第2条を次のように改める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

第3条中「をもつて」を「により」に改める。

第4条の見出しを「(運用益金の処理)」に改め、同条中「遺児の福祉の増進を図るための経費に充当」を「基金に編入」に改める。

第5条中「に定めるもののほか、」を「の施行に関し」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(社会福祉基金の設置及び管理に関する条例の廃止)

第2条 鎌倉市社会福祉基金の設置及び管理に関する条例（昭和59年3月条例第10号）は、廃止する。

付 則

この条例中第1条の規定は令和3年6月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

議案第 131 号

鎌倉市介護保険条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年）2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

第 8 期介護保険事業計画の策定に伴い、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における第 1 号被保険者の介護保険料率等を定めるものである。

鎌倉市介護保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市介護保険条例（平成12年3月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項の表を次のように改める。

項	区 分	割 合	保険料率
1	令第39条第1項第1号に掲げる者	$\frac{45}{100}$	29,700円
2	令第39条第1項第2号に掲げる者	$\frac{62.5}{100}$	41,256円
3	令第39条第1項第3号に掲げる者	$\frac{65}{100}$	42,900円
4	令第39条第1項第4号に掲げる者	$\frac{85}{100}$	56,100円
5	令第39条第1項第5号に掲げる者	$\frac{100}{100}$	66,000円
6	令第39条第1項第6号に掲げる者	$\frac{110}{100}$	72,600円
7	令第39条第1項第7号に掲げる者	$\frac{120}{100}$	79,200円
8	令第39条第1項第8号に掲げる者	$\frac{130}{100}$	85,800円
9	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{150}{100}$	99,000円
10	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{170}{100}$	112,200円
11	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{180}{100}$	118,800円

12	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{190}{100}$	125,400円
13	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{210}{100}$	138,600円
14	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{240}{100}$	158,400円
15	令第39条第1項第9号に掲げる者	$\frac{270}{100}$	178,200円
16	令第39条第1項第10号に掲げる者	$\frac{290}{100}$	191,400円

第4条第2項中「65,568円」を「66,000円」に改め、同条第3項第3号中「2,000,000円」を「2,100,000円」に改め、同項第4号中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同条第4項中「29,508円」を「29,700円」に、「16,392円」を「16,500円」に、「40,980円」を「41,256円」に、「24,588円」を「24,756円」に、「42,624円」を「42,900円」に、「39,348円」を「39,600円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 132 号

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年） 2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

ごみ集積施設等の設置に関する基準を追加すること等により、ワンルーム建築物に係る適合審査基準を強化するものである。

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第25条第3号中「、第45条」を「及び第45条」に改め、同条第4号中「第45条の2」の次に「及び第51条」を加える。

第45条の2第3号ウを削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 規則で定める基準により管理運営上の措置をすること。

別表第1備考1（ス）中「第45条の2」の次に「、第51条」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「条例」という。）第13条に規定する事前相談を行っている開発事業（条例第2条第2項第2号に規定する開発事業をいう。以下同じ。）又は施行日前に条例第15条に規定する事前相談報告書が提出された開発事業に係る改正後の第25条、第45条の2及び別表第1の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 133 号

鎌倉市都市公園条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年（2021年） 2 月 10 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市都市公園条例の一部を改正する条例

鎌倉市都市公園条例（昭和41年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第4号中「第2条第12号」を「第2条第14号」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。